

# 律令制からみた基本的な郡の構成と出羽国

渡辺和行

## 1 はじめに

山形県内には奈良・平安時代の遺跡で官衙関連遺跡といわれるものが多数存在している。出羽国の統治形態の中で生じたものと理解されているが実際にそれらが郡・郷（里）の律令の構造の中でいずれに関連するものなのかについても漠然としている。それが何故なのかと考えたときに郡衙については多くの研究がなされており、構造やそこで働く官人の職掌がある程度把握されているが、それ以下の郷（里）・戸についてはあまり把握されていないためだと考えられる。さらに出羽国は複雑な変遷過程を経て国となっている。この様な理由から官衙関連遺跡がどの統治域に属するのか判断を難しくしていると解される。

今回は律令制度上、基本となる律令条文の中でこれら郡・郷（里）・戸について関連するものを抜き出し、基本を押さえた上で出羽国建国時期の内情を勘案することを目的としている。なお、後に説明することであるが郷も里も意味は同じであるので、一部語句として郷を使用しなければならない場合を除き里として記載する。

## 2 郡の統治域

史料1 『律令』戸令 定郡条

凡郡。以廿里以下十六里以上。為大郡。十二里以上為上郡。八里以上為中郡。四里以上為下郡。二里以上為小郡。

まず郡域についてである。郡の範囲は史料1から最低でも二里以上をもって構成されることが認められる。郡はその統治する里の数によって大郡（十六里以上二十里以下）・上郡（十二里以上十五里以下）・中郡（八里以上十一里以下）・下郡（四里以上十里以下）・小郡（二里以上三里以下）とに分けられる。では、郡の規模を決める里とは何かといえば、

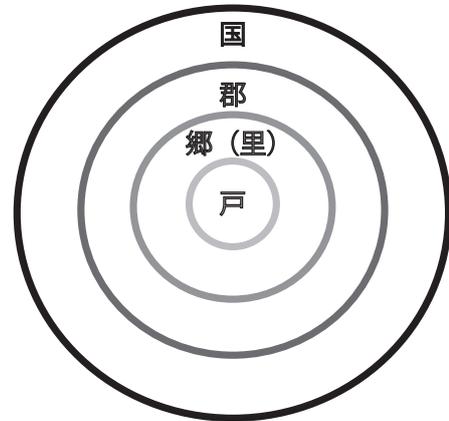


図1 国の沿革

史料2 『律令』戸令 為里条

凡戸。以五十戸為里。每里置長一人。掌檢校戸口。課殖農桑。禁察非違。催駟賦役。若山谷阻險。地遠人稀之处。随便量置。

五十戸を一つの集まりとした組織といえる。戸は現在の家族単位とされている。つまり、家族五十組をもって里としていた。令の解説書である、令義解によれば里内の戸数が六十を超えた場合、十戸を割いてもう一里を設けるとしている。また、令の注釈書である令集解の明法家の説明もほぼ令義解と同じである。その中で古記と呼ばれる注釈にだけ六十戸になった場合は三十戸ずつに分けた上で二つの里とする旨が記載されている。この古記は養老律令以前に存在していたとされる大宝律令の規定を載せている。これらの条文に従えば一律五十戸で一里ではなく五十戸以上六十戸未満で里を構成していた可能性や五十戸に満たない戸数でも里として扱った場合があるといえる。

史料3 『令義解』戸令 為里条 「凡戸。以五十戸為里」に対する説明

謂。若滿六十戸者。割十戸立一里。置長一人。其不滿十家者。隸入大村。不須別置也。

史料4『令集解』戸令 為里条「凡戸。以五十戸為里」に対する古記の説明

古記云。若有六十戸者。為二分。各以三十戸為里也。

郡の範囲とは律令施行当初、それ以前にその地域を治めてしていた豪族層の支配範囲がある程度、考慮していたと云われている。そもそも当初の郡域の設定方法についての史料などはない。

また、史料4にも見えるように基本は五十～五十九戸単位として里としていたが一つの里として構成された集落から離れ、山などで隔てられた場所にある集落の場合は五十戸に満たなくても里として存在させた。この規定を考えるに里にも面的な範囲設定が成されていたとみえる。但し、範囲の設定が戸数に先んじて存在するわけではなく、戸数を前提としての結果的な範囲設定があったのだと考えられる。

どのような場合、この史料4のような措置が取られたかという点、

史料5『令義解』戸令 為里条「若山谷阻險。地遠人稀之処」の説明

謂。縦山谷阻險。而人居稠密。或雖人居稀疎。而地理平坦者。並不在此限也。

史料6『令義解』戸令 為里条「随便量置。」の説明

謂。若滿十戸者。依上法。立別里。若不滿者。令伍相保。附於大村也。

という様に地理的に該当していても人口が多い場合、さらに距離的に離れていて、人があまり住んでいない場合でもそこまでの道のりが平坦であればこの措置には該当しない。

さらにその場所に住む戸の数が十戸以上であって始めて里を立てることが許される。史料5との矛盾がみられるが史料6は十戸前後の戸数を想定しての解釈で史料5は十戸以上の戸数を想定していると思われる。十戸に満たなければ大村に隸けられることになる。

つまり、十家族以上が住み、地理的に山や川などで分

断され、孤立するような場所についてこの措置がとられた。逆説的にとらえると距離的に離れていてもそこまでの道程が平坦であればその集落をまとめ五十戸から五十九戸のまとまりとし、里の範囲としていたことがいえる。

なお、ここでいう村という存在については「3郷について」で記すがこの場合は里という行政区画に対して村という語句を対比の様に使用しているため、恐らくは未編戸の集落を示していると推察される。さらに居住地を示す必要があったため村という語句を使用したのであろう。史料21に見られるような、母体となる里への戸の移動（引越）などはこの場合除外される。元々住んで居た場所を示すための使用であるといえる。その上で「五を保つ」とあるので史料13にみえる納税を確保するために行った措置ではないかと考える。これについては後述する。

里がこの様に構成されていたとすれば郡の範囲は里により決定されていたといえそうである。ただし、郡の場合、範囲が広範に及ぶため、里を包括した形で自然地形を重要視し、その郡域を分けたと考えた方が良いのではなかろうか。但し、各郡の建郡当初は自然地形を重視した上での境界設定であった可能性がある。自然地形を優先させた郡域設定史料として『日本書紀』成武天皇五（135）年条、大化二（646）年正月条、『続日本紀』神護景雲二（768）年七月にみられる。

史料7『日本書紀』成務天皇五年秋九月条  
五年秋九月、令諸国、以國郡立造長、縣邑置稻置。並賜盾矛以為表。則隔山河而分國縣、隨阡陌以定邑里。後略

史料8『日本書紀』大化二年春正月条  
前略。其二曰、初脩京師。置畿内國司・郡司・關塞・斥候・防人・驛馬・傳馬、及造鈴契、定山河。後略。

史料9『続日本紀』神護慶雲二年八月庚申条  
前略。自下総國結城郡小塩郷小嶋村。達于常陸國新治郡川曲郷受津村。一千餘丈。其兩國郡境。亦以舊川為定。不得隨水移改。

このことから一つの郡を分ける、分郡はすでに郡域が確定しているものを二つに分けるため、境となる里の範囲をもって行うと考えられる。そのため、自然地形を加味するような分郡の制限はないといえる。これは分郡以前から郡家別院など分郡の際に範囲が制約されるような前提条件のない場合のことである。その場合は人口の増減が第一の理由となっていたと考えられる。また、どの里がどの郡に入るかに伴い、その近辺の自然地形によって範囲が決まっていくことにならざるをえない。これはつまり、郡域の変化は里域の変化であるといえるのではないか。

なお、里は、郷里制（717～740）の元で里の範囲の呼称が郷と変化し、里は郷の中に組み込まれる。さらに740年以降は里がなくなり郷制となる。基本の中身については郷里制以前と以降でも同様と考えられている。訓はどちらも「さと」である。

郡は最低二里あれば成立する、五十戸一里の原則でいけば戸が百戸あればいいことになる（小郡）。郡は最大で二十里（千戸）までで構成される（大郡）。それ以上になると郡での構成員数を超えるため恐らく分郡されることになる。この分郡の規定は特にない。

郡域というのは戸があり、それを統治する里があって成り立つ行政上の地域区分である。一つの戸の人数を四人と仮定すると最低四百人（二里）から最大四千人（二十里）が暮らす範囲が郡域となる。

郡域は前提に範囲があるわけではなく、戸籍の中に組み込まれた人々の人数が前提にあり、それらの人々が暮らす範囲と自然地形をもって設定されたものといえる。

次に律令規定の中の最少まとまりである戸について律令の戸籍や家族の編成などをまとめた編目である「戸令」を中心にどの様な仕組みになっていたかをみていくこととする。

### 3 戸について

戸は現在でいう家族単位を表した表記である。戸には戸主を置くこととなっており、家長をもって戸主とすることが規定されている。

史料10『律令』戸令 戸主条

凡戸主。皆以家長為之。戸内有課口者。為課戸者。

為不課戸。不課。謂。皇親。及八位以上。男年十六以下。併蔭子。耆。廢疾。篤疾。妻。妾。女。家人。奴婢。

なお、史料10から戸主（家長）には課戸（税を納めている者）を優先的につけよとしている。不課戸としているのはすなわち皇親、官位が八位以上の者、男で十六歳以下、蔭子、耆、廢疾、篤疾、妻、妾、女、家人、奴婢である。ちなみに蔭子とは官位が五位以上の貴族の子供を指す。耆は年齢が六十六歳以上を指し、廢疾や篤疾は身体の一部に障害がある者や精神疾患患者を示す。これらは律令の戸令に規定が存在する。これらにあたるすべて不課戸の者は税を免ぜられている。

史料11『律令』戸令 三歳以下条

凡男女。三歳以下為黄。十六以下為小。廿以下为中。其男廿一為丁。六十一為老。六十六為耆。無夫者。為寡妻妾。

史料12『律令』戸令 目盲条

凡一目盲。両耳聾。手無二指。足無三指。手足無大指。秃瘡無髮。久漏。下重。大癩。如此之類。皆為殘疾。癡。癩。侏儒。腰背折。一支廢。如此之類。皆為廢疾。惡疾。癲狂。二支廢。両目盲。如此之類。皆為篤疾。

史料11によれば男女とも三歳以下が「黄」、十六歳以下が「小」、二十歳以下が「中」、二十一歳以上を「丁」、六十一歳以上を「老」、六十六歳以上を「耆」という。

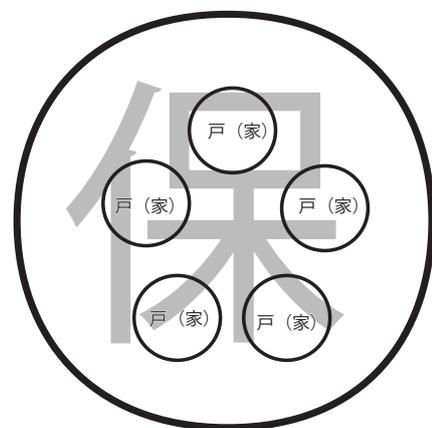


図2 保の模式図

戸主になれるのは年が十七歳以上の「中」から六十五歳までの「老」となり、女性はなれないことから「中男」から「老男」までが対象となる。これら戸を五つ集めたものを「保」としていた。所謂、奈良・平安時代の五人組制度である。保に関連する史料は以下の通りである。

史料 13 『律令』 戸令 五家条

凡戸。皆五家相保。一人為長。以相檢察。勿造非違。如有遠客來過止宿。及保内之人有所行詣。並語同保知。

史料 14 『律令』 戸令 戸逃走条

凡戸逃走者。令五保追訪。三周不獲除帳。其地還公。未還之間。五保及三等以上親。均分佃食。租調代輸。三等以上親。謂。同里居住者。戸内口逃者。同戸代輸。六年不獲除帳。地准上法。

保は他の家族と協力及び監視しあう仲であり、保内の戸に遠くから客が来た場合、他の四戸にも知らせよという規定もあった。また、保内の戸が届出を出さずに逃走した場合、他の四戸（若しくは五つの保という意味か）が逃走した戸を探す必要があり、三年の間に見つからなければその戸が使用していた田を収公する仕組みになっていた。また、戸籍からも除外された。その探索を行っている三年の間は保内の他の戸が逃走した戸の代わりに稲を作り、租税を納める規定があった。また戸の中の税を納める必要がある丁や老が逃走した場合はその戸内でその分を補い収める必要があった。この「保」は史料6の為里条の令義解にも引用されている。保内には長（保長）を一人が置くこととされている。この制度は税をきちんと納めさせる意味合いを強く意識して設定されていると考えられる。

戸は以下の史料のような等級分けが成されていた。

史料 15 『律令』 田令 桑漆条

凡課桑漆。上戸桑三百根。漆一百根以上。中戸桑二百根。漆七十根以上。下戸桑一百根。漆卅根以上。五年種畢。郷土不<sub>レ</sub>宜。及狹郷者。不<sub>レ</sub>必滿<sub>レ</sub>數。

史料 16 『令義解』 田令 桑漆条 「凡課桑漆。上戸桑

三百根。漆一百根以上」の説明

謂。凡戸上・中・下者。計<sub>二</sub>口多少<sub>一</sub>。臨時量定。其餘条称<sub>二</sub>上上戸。中中戸等<sub>一</sub>。亦准<sub>二</sub>此例<sub>一</sub>也。

史料 17 『令集解』 田令 置官田条 「謂<sub>二</sub>中中以上戸<sub>一</sub>。」

古記の説明

古記云、注中以上戸謂計<sub>二</sub>丁數<sub>一</sub>定<sub>レ</sub>之。今行事三丁以上戸家富堪<sub>レ</sub>養者充。雖<sub>二</sub>多丁<sub>一</sub>家貧者不<sub>レ</sub>充也。其戸内雜徭免慶雲三年格云。一戸之内。八丁以上為<sub>二</sub>大戸<sub>一</sub>。六丁為<sub>二</sub>上戸<sub>一</sub>。四丁為<sub>二</sub>中<sub>一</sub>。二丁為<sub>二</sub>下戸<sub>一</sub>。一丁不<sub>レ</sub>在<sub>二</sub>計例<sub>一</sub>也。

史料 18 『令集解』 賦役令 義倉条 「上々戸二石。上中戸一石六斗。上下戸一石二斗。中上戸一石。中々戸八斗。中下戸六斗。下上戸四斗。下中戸二斗。下々戸一斗。」

の説明

古記云。中略。和銅六年二月十九日格。其資財百貫以上為<sub>二</sub>上々戸<sub>一</sub>。六十貫以上為<sub>二</sub>上中<sub>一</sub>。四十貫以上為<sub>二</sub>上下<sub>一</sub>。廿貫以上為<sub>二</sub>中上<sub>一</sub>。十六貫以上為<sub>二</sub>中々<sub>一</sub>。十二貫以上為<sub>二</sub>中下<sub>一</sub>。八貫以上為<sub>二</sub>下上<sub>一</sub>。四貫以上為<sub>二</sub>下中<sub>一</sub>。二貫以上為<sub>二</sub>下々戸<sub>一</sub>也。後略。

これらの等級はその戸の中に丁が何人いるかで決定される場合（史料 17）とその戸にある財貨によって分けられる場合があった（史料 18）。いずれの場合もその戸の経済状況を踏まえての等級である。丁の人数で等級分けをする場合は史料 15 にもあるように桑や漆を規定数量分植える必要がある。但し、この規定の前提に土地の面積というものがあり、狭郷においてはこの規定の数に必ず合わせなくても良いとされている。一方、財貨による等級分けであるが史料 18 によればこれにより備蓄米として義倉へ納める粟の数が定まっていたとみえる。どういう意味合いで等級の使いわけを行ったかについては関係史料の検討を要するが「人数的な労働力」と「財貨を得る対価（稲や粟）」としての価値を元にしていた可能性はある。

史料 19 『律令』 戸令 為戸条

凡戸内欲<sub>二</sub>折<sub>一</sub>出口<sub>二</sub>為<sub>二</sub>上<sub>一</sub>戸者。非<sub>レ</sub>成<sub>二</sub>中男<sub>一</sub>。及寡妻妾者。並不<sub>レ</sub>合<sub>二</sub>折<sub>一</sub>。應<sub>レ</sub>分者。不<sub>レ</sub>用<sub>二</sub>此令<sub>一</sub>。

史料 19 為戸条は新たに戸を作る場合の規定である。一つの戸において人数が増え、戸を分ける必要があった際の基準となるものである。二十歳以下（中男以下）は戸を作ることが出来ず、また、寡、妻、妾は戸で分けることが出来ない。戸を新たに立てることが可能なのは二十歳以上の丁である。当たり前であるが戸が増えるということは行政上の里の範囲に係わって来る。

#### 史料 20 『律令』戸令 新付条

凡新附レ戸。皆取レ保證。本レ問元由。知レ非レ逃亡詐冒。然後聽之。其先有レ兩貫者。從レ本国レ為レ定。唯太宰部内。及三越。陸奥。石城。石背等国者。從レ見住レ為レ定。若有レ兩貫者。從レ先貫レ為レ定。其於レ法不レ合ニ分折。而因レ失郷。分レ貫。応レ合戸者。亦如レ之。

史料 20 は新たに戸に附く場合の規定である。元の居住地を証明し、保証することの出来る人物がおり、その内容に偽りなどがなければ親の本籍を勘案してそこに新たな戸を立てることを許すとしている。財産の相続に関連して失郷した場合にこの規定が必要であったとみられている。

#### 史料 21 『律令』戸令 居狭条

凡戸レ狭郷。有レ樂レ遷レ就寛。不レ出レ国境者。於レ本郡レ申牒。当国処分。若出レ国界。申レ官待レ報。於レ閑月。国郡領送。付領訖。各申レ官。

居狭条は狭郷にいる戸が寛郷へ移る際の規定である。狭郷と寛郷の基準は以下の史料による。

#### 史料 22 『律令』田令 寛郷条

凡国郡界内。所部受田。悉足者。為レ寛郷。不レ足者。為レ狭郷。

史料 22 によれば国郡内の所部において各戸に田を余裕を以て配すことが出来る場合は寛郷とし、不足する様な土地は狭郷としている。つまり、税を納める人々に配る田が確保出来ない郷では戸が届出を出した上で田を配る余裕のある郷へ引っ越しをすることが許されている。その上で同じ郡の中での引っ越しであれば郡に届出し、

さらに所管の国から許しを得ることになっている。もし、国界を超える場合は国から中央に報告した上で閑月に国郡司が送り、その後、また、中央に報告することになっている。郡の境を越える場合の規定は記載されていないが郡は国の管轄にあたるため郷と同じ処置を行った可能性がある。また、移動の際の路程（距離）によって移動後の税が一年から三年免ぜられる規定がある。

#### 史料 23 『律令』田令 狭郷田条

凡狭郷田不レ足者。聽レ於寛郷遙受。

また、史料 23 により、狭郷は寛郷から田を遙受することも可能であった。

支給される田（口分田）についての規定は以下の史料があげられる。

#### 史料 24 『律令』田令 口分条

凡給レ口分田者。男二段。女減レ三分之一。五年以下不レ給。其地有レ寛狭者。從レ郷土法。易田倍給。給訖。具録レ町段及四至。

#### 史料 25 『律令』田令 田長条

凡田。長卅歩。広十二歩為レ一段。十段為レ町。段租稻二束二把。町租稻廿二束。

田は男が二段、女が二段の三分の一を給うとされている。史料 25 から長さ三十歩、広十二歩をもって一段としている。「雑令：度地五尺為歩条」の規定、五尺＝一歩で現在の尺貫法換算で計算すると一段は約 826 m<sup>2</sup>になる。このことから男が給わる口分田の面積は約 1,652 m<sup>2</sup>で女が給わる口分田は約 550 m<sup>2</sup>となる。

但し、住んでいる地の状態によって、その土地に合わせた面積の口分田が支給された。なお、ここに記載のある易田は隔年で作付を行う田を示している。この易田は通常の口分田の倍の面積が支給された。なお、支給された田での作付は自由だが年限が来た場合は公に戻す必要があった。

上記のことから戸は「丁」か「老」を戸主（家長）とした家族を単位とし、住んでいるところの田の多少によっては許可制ではあるが居住地を変更することが出来

た。さらに同じ家族内の丁が戸を新たに建てたい場合は分戸することが可能であった。これら戸の増減は里域の変化やそれに伴う郡域に影響を与えた。

#### 4 郷について

里は五十～五十九戸をもって構成された行政単位である。2項で里の範囲については説明をした。ここではこれに先ほど記載した戸の内容を踏まえ郷に置かれた郷長の職掌を見ていきたい。郷長の職掌については史料2に記載されている通りである。つまり、戸口を調べ直し、桑を育てさせ、農耕を行わせること、非違を見つけた場合は正すこと、税の徴収を促すことなどが規定されている。そのため郷長となる人は以下の通りの人物を充てる必要があった。

##### 史料 26 『律令』 戸令 取坊令条

凡坊令。取<sub>下</sub>正八位以下。明廉強直。堪<sub>上</sub>時務<sub>上</sub>者充。里長坊長。並取<sub>下</sub>白丁清正。強幹者充。若当里当坊無<sub>下</sub>人。聽<sub>下</sub>於<sub>下</sub>比里比坊<sub>上</sub>簡用上。若八位以下情願者聽。

丁の内、性格が清廉で体が強い者である。そのような丁がない場合は隣の里から選んでも良いと規定されている。また、八位以上の位を持つものでもその人物がやりたいというのであれば許せとしている。当時は位に対してそれに合う職種（官）が設けられていた（官位相当制）。里長はその官位相当制内に入っていない。その様な、里長となったものには以下のような規定も存在していた。

##### 史料 27 『律令』 賊盜律 部内条

凡部内有<sub>上</sub>一人為<sub>下</sub>盜。及容<sub>下</sub>止盜者<sub>上</sub>。里長答卅。謂。国郡郷里所<sub>下</sub>管之内。百姓有<sub>上</sub>一人為<sub>下</sub>盜。及外盜入<sub>下</sub>境。所<sub>下</sub>容止<sub>上</sub>。所<sub>下</sub>管里長答卅。坊令坊長亦同。三人加<sub>上</sub>一等<sub>上</sub>。郡内一人答廿。四人加<sub>上</sub>一等<sub>上</sub>。謂。郡内一人行盜。郡領合<sub>上</sub>答廿<sub>上</sub>。有<sub>上</sub>五人行盜。即答卅之類。部界内有<sub>上</sub>盜殺及殺<sub>下</sub>人者。一処以<sub>上</sub>一人<sub>上</sub>論。殺<sub>下</sub>人者。仍同<sub>上</sub>強盜法<sub>上</sub>。謂。一処盜殺。同<sub>上</sub>部内一人行盜。一処殺<sub>下</sub>人。仍從<sub>上</sub>一人強盜之法<sub>上</sub>。下文。強盜者加<sub>上</sub>一等<sub>上</sub>。即是部内有<sub>上</sub>一人強盜<sub>上</sub>者。里長等答五十。雖<sub>上</sub>非<sub>上</sub>部内人<sub>上</sub>。但<sub>上</sub>当境強盜亦准<sub>上</sub>此。容<sub>下</sub>止殺人賊<sub>上</sub>者。亦依<sub>上</sub>強盜之法<sub>上</sub>。国随<sub>上</sub>所<sub>下</sub>管郡多少<sub>上</sub>。通計為<sub>下</sub>罪。各罪止徒二年半。強盜者。各加<sub>上</sub>一等<sub>上</sub>。以<sub>上</sub>官

長<sub>上</sub>為<sub>下</sub>首。佐職為<sub>下</sub>從。但宣<sub>上</sub>風導<sub>上</sub>俗。肅<sub>上</sub>清所部<sub>上</sub>。長官之事。故以<sub>上</sub>長官<sub>上</sub>為<sub>下</sub>首。即国守郡領闕者。以<sub>上</sub>次官<sub>上</sub>当之。後略。

##### 史料 28 『律令』 賊盜律 造畜条

凡造<sub>上</sub>畜蠱毒<sub>上</sub>。謂。造合成<sub>上</sub>蠱。堪<sub>上</sub>害<sub>下</sub>人者。及教令者絞。造。謂。自造。畜。謂。伝畜可<sub>上</sub>以毒<sub>上</sub>害<sub>下</sub>於人<sub>上</sub>。故云。謂<sub>上</sub>造合成<sub>上</sub>蠱堪<sub>上</sub>害<sub>下</sub>人者。及教令人。並合<sub>上</sub>絞罪<sub>上</sub>。若同謀而造。律不<sub>上</sub>言<sub>上</sub>皆。即有<sub>上</sub>首從<sub>上</sub>。造畜者同居家口。雖<sub>上</sub>不<sub>上</sub>知<sub>上</sub>情者。遠流。謂。所<sub>上</sub>造及畜<sub>上</sub>者同居家口。不<sub>上</sub>限<sub>上</sub>籍之同異<sub>上</sub>。雖<sub>上</sub>不<sub>上</sub>知<sub>上</sub>情。皆從<sub>上</sub>流。若里長。坊令坊長亦同。知而不<sub>上</sub>糺<sub>上</sub>者。徒三年。後略。

史料 27 は里長が治める場所において盗人があり、さらにその盗人を匿った場合の刑罰規定である。里長は答打ちを四十発受ける刑に処せられることになる。同様にこの場合、郡領にも答二十発の刑罰が下される。また、殺人を犯した者はこの規定に一等罰を重くした処分が課される。それに合わせて里長も同様に答打ち五十発の重い罰を受けることになる。

次の史料 28 は蠱毒を増畜した際の規定である。蠱毒とは多種の毒虫を飼い、それらの虫から毒物を作り出すことにあたる。これを行った者は絞首刑に処され、その家に同居するものでその事情を知らなかったとしても遠流の刑に処された。さらに里長等がこの蠱毒を行っていると知りつつ糺さなかった場合は三年の徒刑（懲役刑）に処された。

この様な地域内の治安に関する刑罰が下されるのは里長の職掌にあった「禁<sub>上</sub>察非違<sub>上</sub>」に係わるものと見做される。

##### 史料 29 『律令』 賦役令 口及給侍条

凡課口。及給<sub>下</sub>侍老疾人死者。限<sub>上</sub>十日内<sub>上</sub>。里長与<sub>上</sub>死家<sub>上</sub>。注<sub>上</sub>死時日月<sub>上</sub>。

納税の義務がある丁や老、並びに侍を給わっている人物が亡くなった場合は里長が十日の内に亡くなった月日と亡くなった家を国司や郡司に伝える必要があった。侍とは身の回りの世話をする簡便に言えばお手伝いさんにあたる。この仕事は「檢<sub>上</sub>校戸口<sub>上</sub>」にあたるといえよう。

##### 史料 30 『律令』 戸令 鰥寡条

凡鰥寡。孤独。貧窮。老疾。不<sub>レ</sub>能<sub>二</sub>自存<sub>一</sub>者。令<sub>二</sub>近親  
 収養<sub>一</sub>。若無<sub>二</sub>近親<sub>一</sub>。付<sub>二</sub>坊里<sub>一</sub>安恤。如在<sub>レ</sub>路病患。不  
<sub>レ</sub>能<sub>二</sub>自勝<sub>一</sub>者。当界郡司。収付<sub>二</sub>村里<sub>一</sub>安養。仍加<sub>二</sub>医療<sub>一</sub>。  
 并勘<sub>二</sub>問所由<sub>一</sub>。具注<sub>二</sub>貫属<sub>一</sub>。患損之日。移<sub>二</sub>送前所<sub>一</sub>。

史料 31 『律令』 賦役令 丁匠往来条

凡丁匠往来。如有<sub>二</sub>重患<sub>一</sub>。不<sub>レ</sub>堪<sub>二</sub>勝致<sub>一</sub>者。留付<sub>二</sub>随便  
 郡里<sub>一</sub>。供給飲食。待<sub>レ</sub>差発遣。若無<sub>二</sub>粮食<sub>一</sub>。即給<sub>二</sub>公粮<sub>一</sub>。

史料 30、31 とも旅や仕事などで遠出をし、旅先で病  
 気になった際の規定である。いずれも「里や郡などで医  
 療を加え食事などを出し、癒えるまで休ませなさい。」  
 としている。いずれも郡司や里長がこの仕事を担ってい  
 たと考えられる。

なお、ここに出てくる村里という語句からも村という  
 単位があったことが確認される。先ほども少し触れたが  
 村は律令の規定にない集落である。この「村」は、国郡  
 里制が施行される前から存在していた集落でその集落内  
 に住んでいた人々の生活の範囲を示すとされている。国

郡里制のような行政的なものではなく、前の時代から続  
 くものと云われており、この村がそのまま里（郷）とし  
 て編戸される場合もあった。また、行政区分の「里」よ  
 って分けられる場合があった。さらに、一つの大きな村  
 を二つの里とし、二つの郡に組み込まれた結果、村を郡  
 が分断することもあった。

また、里という行政区画に属さずとも税を納めている  
 村もあれば村という呼称が未編戸の広域的な範囲を指す  
 場合もあったとされる（鬼頭 1989・平川 2014）。その  
 ためどういった基準を持ち「村」という語を使用したか  
 は判然としていない。平川氏によれば「①人間の現実の  
 居住区であり、②土地の所在を示す場合もある。また③  
 「村長」「村刀祢」のような独自の身分秩序を有し、④  
 宗教活動の一単位として機能する場合がある。」（平川  
 2014）とされている。

話がずれたが里長の職掌は史料 2 によれば戸口を調べ  
 正したり、桑を育てさせること、非違を見つけた場合は  
 正すこと、課戸に対して税を出すように促すこととされ  
 ている。律令内の規定を見る限り里内の戸の管理が主と  
 して課されていたと思われる。

## 5 郡について

郡の範囲の概略は先に示した通りである。ここでは郡  
 を管轄する郡司の戸口に関する職掌についての史料と郡  
 の施設に関する史料を記載する。

以下は郡司の職掌と郡の等級別の郡司の定員について  
 の史料である。

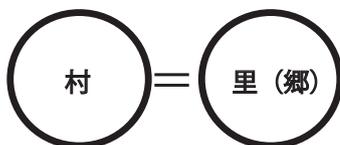
史料 32 『律令』 職員令 大郡条

大郡

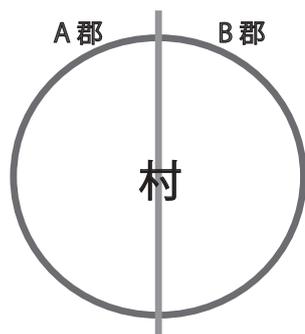
大領一人。 掌<sub>二</sub>撫<sub>一</sub>養所部。 檢<sub>二</sub>察郡事<sub>一</sub>。 余預准<sub>レ</sub>此。 少領一人。  
 掌同<sub>二</sub>大領<sub>一</sub>。 主政三人。 掌<sub>二</sub>糾<sub>一</sub>判郡内。 審<sub>二</sub>署文案<sub>一</sub>。 勾<sub>二</sub>稽失<sub>一</sub>。  
 察<sub>二</sub>非違<sub>一</sub>。 余主政准<sub>レ</sub>此。 主帳三人。 掌<sub>二</sub>受<sub>一</sub>事上抄。 勘<sub>二</sub>署文案<sub>一</sub>。  
 檢<sub>二</sub>署文案<sub>一</sub>。 檢<sub>二</sub>出稽失<sub>一</sub>。 読<sub>二</sub>申公文<sub>一</sub>。 余主帳准<sub>レ</sub>此。

史料 33 『律令』 選叙令 郡司条

凡郡司。取<sub>二</sub>性識清廉。堪<sub>二</sub>時務<sub>一</sub>者<sub>上</sub>。為<sub>二</sub>大領少領<sub>一</sub>。  
 強幹聡敏。工<sub>二</sub>書計<sub>一</sub>者。為<sub>二</sub>主政主帳<sub>一</sub>。其大領外從八  
 位上。少領外從八位下叙之。其大領少領。才用同者。先取<sub>二</sub>国造<sub>一</sub>。



ケース 1：村と里（郷）が同じ範囲である場合。



ケース 2：一つの村が 2 つの郡によって分けられる場合。



ケース 3：村として一つの独立集落である場合。

図 3 村の沿革

史料 34『律令』職員令 上郡条

上郡

大領一人。少領一人。主政二人。主帳二人。

史料 35『律令』職員令 中郡条

中郡

大領一人。少領一人。主政一人。主帳一人。

史料 36『律令』職員令 下郡条

下郡

大領一人。少領一人。主帳一人。

史料 37『律令』職員令 小郡条

小郡

領一人。主帳一人。

大領と少領の仕事を簡単にいえば「郡内を安定させることと問題がないか見回ることである。」大領、少領は郡司の長官と次官にあたり、令の規定としてみると、この様な内容となっている。しかし、抽象的な表現から実際は多くの雑務があったであろうことが想像できる。主政は現在の警察のような職、主帳は文書業務を管理する書記官であったといえる。これらが郡の管轄官として業務を遂行していた。史料 33～37 によって郡の規模に合わせて郡司の人数が定められていることが確認できる。この中で史料 35「中郡」と史料 36「下郡」とで主政の員数が減らされていることがみてとれる。

恐らく、史料 32 による職掌が里長と一部似通っており、さらには管轄する郷数が少ないためこの様な員数減という対応となったと考えられる。とはいえ、四等官における三等官が減じられ、四等官である主帳が残されたのは書記官としての業務が多くさらに重要視されていたことを物語っている。それは郡の内部における業務の重要性にも繋がる。また、職掌をみるに、郡司は戸籍の把握を行っていないように見える。但し、史料 21 の戸令居狭条によれば本郡内での引越、及び国堺を越える引越に際して郡にその移動を伝える必要があった。引越とはつまり戸の増減に関係してくる、それを郡に伝える必要があるということは郡内でも何らかの戸に関する事務処理が行われていたと考えられる。また、考課令の国郡司

条と増益条においては戸口の増減が評価の対象となる規定がある。

史料 38『律令』考課令 国郡司条

凡国郡司。撫育有<sub>レ</sub>方。戸口増益者。各准<sub>二</sub>見戸<sub>一</sub>。為<sub>二</sub>十分<sub>一</sub>論。加<sub>二</sub>一分<sub>一</sub>。国郡司。謂。掾及少領以上。各進<sub>二</sub>考一等<sub>一</sub>。毎<sub>レ</sub>加<sub>二</sub>一分<sub>一</sub>。進<sub>二</sub>一等<sub>一</sub>。増戸。謂。増<sub>二</sub>課丁<sub>一</sub>。率<sub>二</sub>一丁<sub>一</sub>。同<sub>二</sub>一戸法<sub>一</sub>。毎<sub>二</sub>次丁二口<sub>一</sub>。中男四口。不課口六口。各同<sub>二</sub>一丁例<sub>一</sub>。其有<sub>二</sub>破除<sub>一</sub>者。得<sub>二</sub>相折<sub>一</sub>之。若撫養乖<sub>レ</sub>方。戸口減損者。各准<sub>二</sub>増戸法<sub>一</sub>。亦減<sub>二</sub>一分<sub>一</sub>。降<sub>二</sub>一等<sub>一</sub>。毎<sub>レ</sub>減<sub>二</sub>一分<sub>一</sub>。降<sub>二</sub>一等<sub>一</sub>。課及不課。並准<sub>二</sub>上文<sub>一</sub>。其勸<sub>二</sub>課田農<sub>一</sub>。能使<sub>二</sub>豊殖<sub>一</sub>者。亦准<sub>二</sub>見地<sub>一</sub>。為<sub>二</sub>十分<sub>一</sub>論。加<sub>二</sub>二分<sub>一</sub>。各進<sub>二</sub>考一等<sub>一</sub>。毎<sub>レ</sub>加<sub>二</sub>二分<sub>一</sub>。謂。熟田之外。別能懇發者。其有<sub>二</sub>不<sub>レ</sub>加<sub>二</sub>勸課<sub>一</sub>。以致<sub>二</sub>損減<sub>一</sub>者。謂。熟田之内。有<sub>二</sub>荒廢<sub>一</sub>者。損<sub>二</sub>一分<sub>一</sub>。降<sub>二</sub>考一等<sub>一</sub>。毎<sub>レ</sub>損<sub>二</sub>一分<sub>一</sub>。降<sub>二</sub>一等<sub>一</sub>。毎<sub>レ</sub>損<sub>二</sub>一分<sub>一</sub>。降<sub>二</sub>一等<sub>一</sub>。若数処有<sub>レ</sub>功。並<sub>レ</sub>進<sub>二</sub>考者<sub>一</sub>。亦聽<sub>二</sub>累加<sub>一</sub>。

史料 39『律令』考課令 増益条

凡国郡。以<sub>二</sub>戸口増益<sub>一</sub>。應<sub>レ</sub>進<sub>二</sub>考者<sub>一</sub>。若是招慰。謂。不<sub>レ</sub>徒<sub>二</sub>戸貫<sub>一</sub>。而招慰得者。括出。隱首。走還者。得<sub>レ</sub>入<sub>二</sub>功限<sub>一</sub>。折生者。不<sub>レ</sub>合。若戸口入<sub>レ</sub>逆。走失。犯<sub>二</sub>罪配<sub>一</sub>流以上。前帳嘘注。及没<sub>レ</sub>賊以致<sub>二</sub>減損<sub>一</sub>者。依<sub>二</sub>降<sub>レ</sub>考例<sub>一</sub>。没<sub>レ</sub>賊。非<sub>二</sub>人力所<sub>レ</sub>制者非<sub>一</sub>。

いずれも戸口に係わることであるが戸籍を造る国はともかく郡もその対象になっている。これは職員令の大郡条文の内、「掌。撫<sub>二</sub>養所部<sub>一</sub>。檢<sub>二</sub>察郡事<sub>一</sub>。」に係わっているものと考えられる。郡内の治安を良くし、安定させればそこに住む民も安心し、田を耕し、人も増える。結果としてそれは郡司の仕事の成果といえる。

郡司が政務を行う場所についての規定がいくつか見られる。主に倉庫や垣等についての規定である。

史料 40『律令』衛禁律 越垣及城条

凡越<sub>二</sub>兵庫垣。及筑紫城<sub>一</sub>。徒<sub>二</sub>一年<sub>一</sub>。陸奥越後出羽等柵亦同。曹司垣杖一百。大宰府垣亦同。国垣杖九十。郡垣杖七十。坊市垣笞五十。皆謂。有<sub>二</sub>門禁<sub>一</sub>者。縦無<sub>二</sub>垣墻<sub>一</sub>。唯有<sub>二</sub>柵籬<sub>一</sub>亦是。若從<sub>二</sub>溝瀆内<sub>一</sub>入出者。与<sub>二</sub>越罪<sub>一</sub>同。溝瀆者。通<sub>二</sub>水之渠<sub>一</sub>。從<sub>二</sub>此渠<sub>一</sub>而入出。

亦得越罪。越而未過。減一等。或在城及垣籬上。或在溝澗中間。未得過者。從越兵庫垣以下。各得減一等。余条未過准此。謂。越宮城京城宮殿垣。及関心禁之処。未過者。各得減罪一等。即兵庫及城柵等門。應閉忘誤不鍵。若毀管鍵而開者。各杖六十。兵庫及城柵等。各有禁。門心閉。皆須下鍵。其忘誤不鍵。若心開毀管鍵而開。各得杖六十。錯下鍵。及不自由鑰而開者。各答卅。余門各減二等。錯下鍵。謂。管鍵不相当者。及不自由鑰而開。各答卅。余門。謂。国郡及坊市之類。官有門禁者。若心閉忘誤不鍵。心開毀管鍵而開。各答卅。錯下鍵。及不自由鑰而開。各答廿。故云余門各減二等。若擅開閉者。各加越罪一等。擅。謂。非時而開閉者。即城主無故開閉者。与越罪同。謂。国郡之城主執鑰者。不依法式開閉。与越罪同。其坊市正非時開閉。亦同城主之例。既云城主無故開閉。即是有故許開。若有機忽使及詔勅事速。非時至国郡者。城主驗実。亦得依法為開。又依宮衛令。京路分街立鋪。夜鼓聲絶。即禁行人。若公使及有婚嫁喪病。須相告赴。求訪医藥者。勤問明知有実放過。是為有故。余此等外。擅開閉者。即合此坐。

この条は垣や城柵を越えた場合、また門に対する禁を犯した場合の罰則規定である。これにより郡府に垣があったことがみられ、また陸奥・越後・出羽内の各柵を越えた場合も罰の対象としている。柵を垣と同列に扱っているのは興味深い。柵とは竹や木を長短ふぞろいに結び、それを立て並べて人が通れないようにしたもの意である。対して垣は字の如く「かきね」を指す。これは例えば役所などを取り囲んだ土べいを指す。柵は特定の範囲を取り囲む必要がないがこの規定中には柵籬とあるので、柵のかきねを示し対象地を囲んでいた施設と解される。なので垣の素材は土、柵の素材は木や竹の違いであったと思われる。また、この規定は門禁があるものに対して施行されている。門禁とは鍵をかけて人がみだりに出入りするのを禁じている門があることを指す。門禁がある場合、そこに掘られた溝にもこの規定は適用される。なお、この溝は水が通るものを指す。所謂、区画溝とよばれるもので有水であり、そこに門があった場合はこの規定に該当する。

史料 41 『律令』 賊盜律 盜節刀条

凡盜節刀者。徒三年。謂。皇華出使。黜陟幽明。將軍奉

詔。宣威殊俗。皆執節刀。取信天下。宮殿門。庫藏。及倉廩。筑紫城等鑰。徒一年。国郡倉庫。陸奥越後出羽等柵。及三関門鑰亦同。宮城。京城及官厨鑰。杖一百。公廩及国厨等鑰。杖六十。諸門鑰。答五十。謂。内外百司。及諸関坊市門等。官有門禁皆是。亦謂。貧利之非施行者。

史料 41 は節刀や先の史料 40 にみる門などの鑰を窃盜した場合の刑罰について規定したものである。鍵は現在と同様のものであり、鑰は錠前を指す。また、鍵と錠前を一緒にして鑰としている場合もある。ここでは国郡に倉庫があり、鑰を使用し、管理していたことがみられる。なお、ここに見られる倉庫は倉とあるので穀物などをしまっておいた建物と思われる。また、国厨にも鑰をしていたとされる。それらの鑰を誰が持っていたかについては下記の史料 42 を参考にすることが出来る。この史料は公文を保管しておいた庫（建物）の鑰鑰を誰が持つか規定した物である。この鑰鑰は鎖と鑰を指す。この場合、その庫を管理する長官が鑰を持つとされ、長官がいなければ次官がその任の替わりを担えとしている。全ての庫や倉、門の鍵や鑰を長官が持っていたとは限らないが少なくとも四等官にあたる人物がこれら鍵や鑰の管理を行っていた可能性は高いといえる。

史料 42 『律令』 倉庫令 置公文庫鑰鑰条

置公文庫鑰鑰者。長官自掌。若無長官者。次官掌之。

史料 43 『律令』 倉庫令 倉於高燥処置条

凡倉。皆於高燥処置之。側開池渠。去倉五十丈内。不得置館舍。

次に倉庫の設置場所についてである。史料 43 は穀物などを収納する倉を置く場所の規定である。まず倉は標高の高い所で乾燥する場所に設置せよとしている。さらには倉の側に池や溝を設置し、倉を置く場所から五十丈の範囲内に館舎を置いてはいけないとしている。これは標高の高い場所に倉を置き近辺に池や溝を作ること湿気を倉に溜めない対策であろう。穀物を湿気の多い場所へ保管すると腐ってしまう可能性が高くなる。周囲に溝や池を置くのは水の行き場をつくるためであると考えられる。次の五十丈以内に館舎を置くなという規定について

てだが効力ははっきりと分からない。五十丈は「雑令：度十分条」から十尺が一丈とされているので一丈あたり約3mとすれば150mとなる。倉からこの範囲には館舎を置けない、館舎は大きな屋敷を示す。想像であるが鼠の害を防ぐための文言でないかと考える。館舎が掘立柱建物であったならそこには鼠が住みやすい環境が生まれ得たと考えられる。つまり、倉の近くには役所（館舎）がないといえる。

#### 史料 44 『律令』倉庫令 受地租条

凡受地租。皆令乾淨。以次收勝。同時者先遠。京国官司。共輸入執。籌対受。在京倉者。共主税檢校。国郡則長官監檢。

史料 49 は地租を受け取る時の規定である。地租は口分田の小作料を示しており、租とはこの場合、稲を指す。この規定では地租を受ける場合、国や郡ではその土地の長官自らが受け取ることになっており、その後、倉に納められることになる。

最後に今回抽出した史料をまとめると①郡司の仕事として戸の増加が職としての評価にあっていることから戸の管理が一つの重要な要素といえる。②また、戸に関連しては郡内の治安の維持が重要になって来る。その中で郡内にある里長との連携が必要不可欠であることが理解できる。③施設については各種鍵をかける必要のある倉・門が存在し、倉の側には池もしくは溝を設置する必要があった。④また、倉の半径 150m 以外に館舎を置いてはならないことがみられた。⑤倉に稲を納めるときは郡の長官が自ら立ち会う必要がある。⑥それらの倉や門の鍵は郡司が所持管理をする必要があった。⑦区画施設として郡府には境となる垣が存在した。また、溝などの場合もあった。以上⑦つのことが確認される。

次からは 2～5 項を踏まえ出羽国の建国やその中の分郡について観ていくこととする。

## 6 出羽国について

出羽国は和銅五（712）年に建国されている。建国当初所管した郡は出羽郡と置賜郡・最上郡である。出羽郡は和銅元（708）年に越後国が申請したことで建てられた。置賜郡と最上郡は元来陸奥国に属していたが建国時

に出羽国に属させた。

出羽建郡から現在知られている出羽国内の郡が建郡されるまでの概略は以下の通りである。

史料 45 『続日本紀』和銅元（708）年九月丙戌  
越後国言、新建出羽郡。許之。

出羽建郡の前段階として出羽郡の南にあったと考えられている田川郡の建郡時期が問題となるがここでは述べない。出羽建郡から出羽国建国、この後、天平六（734）年までには飽海郡が設置された。天平五（733）年に現在の庄内地方にあったとされる出羽柵が秋田村へ移設されている。このことを考えればそれ以前にその南に位置する飽海郡が建郡及び安定していたと考えなければならぬ。その後、雄勝・平賀・山本の各郡が建郡されたのちに仁和二（886）年に最上郡が村山郡と分郡され下記の史料 46 にみえる延喜式や和名類聚抄（以下和名抄）に載る出羽国の郡構成が出来上がる。

#### 史料 46 『延喜式』民部上 東山道条

出羽国上管 最上・村山・置賜・雄勝・平鹿・山本・飽海・河辺・田川・出羽・秋田  
右為遠国

これは延喜式の記載である。現在の住所などで確認出来る郡名を示すならば最上・村山・置賜・雄勝・平鹿・山本・飽海・河辺・田川・秋田である。

この項では先にみた、郡・里・戸の規定を元に出羽国の建国やその後の各郡の設置、分郡について確認してみたい。

まず、出羽郡は史料 45 に載るように越後国が新たに建てた郡である。郡の設置については史料 1 に見えるように基本的には二里以上の里数が必要である。つまり、最低でも編戸された六十戸が必要である。越後国が建郡を進上していることからわかる通り、建郡に際して越後国が出羽郡を設置する場所の実情を把握していなければならない。それにはその土地に越後国の出先機関が存在しなければならない。それが和銅二年七月乙卯朔条に見える出羽柵であった可能性が高い。

史料 47 『続日本紀』 和銅二年乙卯朔

前略。令<sub>三</sub>諸国運<sub>一</sub>送<sub>二</sub>兵器於出羽柵<sub>一</sub>。為<sub>レ</sub>征<sub>二</sub>蝦狄<sub>一</sub>也。

これが初見記事なのでいつ設置されたかははっきりとしないがこの出羽柵が越後国により建設されたことで出羽郡を設置する準備が進んだ可能性がある。勿論、この他に史料上に現れない公的な施設が設置されていた可能性もある。ただ、正史に記載があるということからも出羽柵が中央政府からみても重要な施設として認識されていたのが分かる。郡の設置については公式令論奏式に規定がある。

史料 48 『律令』 公式令 論奏式条

論奏式

太政官謹奏其事

太政大臣位臣姓名

左大臣位臣姓名

右大臣位臣姓名

大納言位臣姓名等言云々。謹以申聞謹奏。

年 月 日

聞。御畫。

大 納 言 位 姓

右大祭祀。支<sub>二</sub>度国用<sub>一</sub>。増<sub>二</sub>減官員<sub>一</sub>。断<sub>二</sub>流罪以上及除名<sub>一</sub>。廢<sub>二</sub>置国郡<sub>一</sub>。差<sub>二</sub>発兵馬一百匹以上<sub>一</sub>。用<sub>二</sub>蔵物五百端以上。錢二百貫以上。倉粮五百石以上。奴婢

廿人以上。馬五十匹以上。牛五十頭以上<sub>一</sub>。若勅授外応<sub>レ</sub>授<sub>二</sub>五位以上<sub>一</sub>。及律令外議応<sub>レ</sub>奏者。並為<sub>二</sub>論奏<sub>一</sub>。畫<sub>レ</sub>聞訖。留為<sub>レ</sub>案。御畫後。注<sub>二</sub>奏官位姓<sub>一</sub>。

この規定によって国も同様に論奏によって設置が決定されることがわかる。現在の地形からの推測でしかないが出羽郡が設置されていたであろう現在の山形県庄内地方と越後国であった新潟県の間には朝日山地があり、地域的に分断されている感がある。史料上からいえば越後国が編戸を行い北に北進していく過程で現在の出羽郡に進出し、そこに住む人々を公民法化していく中で、地理的な要素から郡の設置を検討、さらに編戸の数が二里以上あることを確認した上で中央に進上し論奏の結果、建郡を許可されたという流れが考えられる。なお、出羽柵に出羽郡の郡府がおかれたとされる。元々、柵ということから一定の場所を囲うような何らかの区画施設があったと考えられる。また、郡府であるから文書を納める庫なども置かれた。これは史料 42 にもみられるとおりであり、それらには鍵がかけられており、その鍵はその郡の長官が所持していた。

出羽郡を始め庄内地方には後に田川郡・飽海郡が置かれる。これらの郡は秋田城の出土木簡から最低でも天平六（734）年には設置されていた（平川 1979）。先ほど記述しなかった田川郡についてだが先稿（渡辺 2010）において出羽郡より田川郡が先行し、建てられた可能性を示している。これは現在の住所を踏まえ、出羽郡の南に田川郡があるとの見解と天武天皇十一（682）年の越蝦夷伊高岐那等の建郡記事による可能性である。

史料 49 『日本書紀』 天武天皇十一年四月甲申条

越蝦夷伊高岐那等、請<sub>二</sub>俘人七十戸為<sub>一</sub>郡<sub>一</sub>。乃聽之。

大化四（648）年の磐舟柵初見記事から天武天皇十一（682）年段階では越後国はほぼ出羽郡付近まで国域を広げていたと考えられ、その上で越蝦夷と記載される人物というのは越後国の北方に集落を構えていた人物と考えることが出来る。その事から出羽郡建郡以前にその南で一郡建郡出来る下地はあったという解釈の元である。しかし、現在のところ庄内地域にあったとされる郡の郡域が確定されているわけでもなく田川郡が出羽郡の南



\*うきたむ風土記の丘考古資料館図録：出羽国ができるころ P3引用 筆者加筆

第 4 図 各道の延伸図

にあったとは必ずしも言い難い(図5)、また、史料49の伊高岐那が郡を建てたいといった場所が現在の山形県側か新潟県側かというのも判別が難しい。但し、俘人七十戸を以て郡を建てたいとやって来ていることから少なくとも里数は史料1から二里分が確保されている。それは一郡を立てる戸数を有している。これが田川郡に係わるか出羽郡に係わるか、もしくは岩船郡に係わるかは別として越後国北方の建郡・開拓に係わるといえる。

次に建国に関係する事柄についてである。出羽国建国の記事は以下の通りである。

史料50『続日本紀』和銅五年九月己丑条

太政官議奏曰、建<sub>レ</sub>国辟<sub>レ</sub>疆、武功所<sub>レ</sub>貴。設<sub>レ</sub>官撫<sub>レ</sub>民、文教所<sub>レ</sub>崇。其北道蝦狄、遠憑<sub>二</sub>阻險<sub>一</sub>、実縦<sub>二</sub>狂心<sub>一</sub>、屢驚<sub>二</sub>辺境<sub>一</sub>。自<sub>二</sub>官軍雷擊<sub>一</sub>、狄部晏然、皇民无<sub>レ</sub>憂。誠望、便乘<sub>二</sub>時機<sub>一</sub>、遂置<sub>二</sub>一国<sub>一</sub>、式樹<sub>二</sub>司宰<sub>一</sub>、永鎮<sub>二</sub>百姓<sub>一</sub>。奏可之。於<sub>レ</sub>是、始置<sub>二</sub>出羽国<sub>一</sub>。

次に以下の様な史料が見られる。

史料51『続日本紀』和銅五年十月丁酉朔

割<sub>二</sub>陸奥国最上・置賜二郡<sub>一</sub>、隸<sub>二</sub>出羽国<sub>一</sub>焉。

この記事は陸奥国に属していた最上郡と置賜郡を出羽国に属させるという記事である。延喜式民部上式や和名抄をみるに一郡での建国はなく最低二郡必要であったとみられる。このため、最上・置賜郡を出羽郡へ隸属させたといえる。

この後の霊亀二(716)年の記事によれば「出羽国を建てて数年経つが公民は少なく狄徒はまだ馴れていない。さらに土地は広く豊かであるのもったいない。この土地を保つために出羽国へ公民を移したらどうか？」ということで移民政策が行われる。

史料52『続日本紀』霊亀二年九月乙未条

従三位中納言巨勢朝臣万呂言、建<sub>二</sub>出羽国<sub>一</sub>、已経<sub>二</sub>数年<sub>一</sub>。吏民少稀、狄徒未<sub>レ</sub>馴。其地膏腴、田野広寛。請、令<sub>二</sub>随近国民遷<sub>一</sub>於出羽国、教<sub>二</sub>喻<sub>二</sub>狂狄<sub>一</sub>、兼保<sub>二</sub>地利<sub>一</sub>。許<sub>レ</sub>之。因以<sub>二</sub>陸奥置賜・最上二郡、及信濃・上野・越前・越後四国百姓各百戸<sub>一</sub>、隸<sub>二</sub>出羽国<sub>一</sub>焉。

史料53『続日本紀』養老元年二月丁酉条

以<sub>二</sub>信濃・上野・越前・越後四国百姓各一百戸<sub>一</sub>、配<sub>二</sub>出羽柵戸<sub>一</sub>焉。

史料52と史料53の記事内容から霊亀二年に指示が出され、次年度の養老元年に実行されたものであろう。この時から移民記事が見られるようになる。記事には「未だに公民が少なく」という説明がある。建国が712年、この史料52が716年であるから四年の歳月が経っている。この時点でも公民が足りないということは建国当初はより公民が少なかったであろう。これでは税を収公することも出来ずそれは国の体制を保つことが難しい状態であったといえる。

また、この史料52によれば、建国当初に出羽国に属けられた置賜・最上両郡が陸奥国とされている。どういう経緯でこの様に記載されたのか検討する必要がある。だがいずれにせよ、この二郡から移民を送るということは「田野広く寛」とされた場所は出羽郡周辺であることがいえよう。

置賜・最上両郡の話に戻すと史料53の実際に移民を送ったであろう記事には両郡名の記載がない。想像を逞しくし、史料21の居狭条を参考とすれば戸の移動が国を越える場合は中央まで進上及び許可が必要であるが同じ郡内の里(郷)から別の里(郷)の移動であれば郡から国への進上と許可で可能である。郡域間の移動についての規定はないが戸籍を造り、まとめ、税の徴収を行うのが国であるならば、同国内の郡から郡への移動は、国内での処理で十分意味をなす。史料52にみえる移民は、他の国からの移動である。国を越えた行政上の処理が、必要であったと考えられる。両史料の記載変化は霊亀二年から養老元年に掛けて実際の移動に関連した戸籍の見直しが行われた結果と考えられる。その中で置賜・最上が出羽国に属されていたのが確認されその結果として実際の移動の際には記載から外されたとも考えられる。

その他の可能性として持統天皇四(690)年の庚寅年籍から始まるとされている六年毎の戸籍作成において不備があったとも考えられる。その理由として出羽国内の状況が深く関係していたと思える。この記事に近い年代での戸籍作成時期は和銅七(714)年あたりの712年に

建国され、714年に戸籍帳作成、716年に移民記事という流れになる。しかし、建国間もない状況で戸籍の整備が712年から714年の二年の間で整えられたであろうか。建国の宣言と内部の整備は別物である。国の体制を整えるにはまず、住民の把握と田野の状態（面積）の確認が必要である。これにより、口分田の支給が可能になる。また、道の整備も重要である。出羽国はこの時点で越後国出羽郡の延伸として北陸道に属していたとみられている。ここに東山道に属していた陸奥国から二郡が分割され属された。そのため、最上・置賜郡に関しては新たに設置された出羽国府に向けての道とそれに伴う、駅家などの諸施設の配置転換等、新道にあわせたインフラの整備をする必要が出てくる。これを行わなければ税を国府まで送ることすら難しい。さらに危急の時の連絡も難しくなる。こういった土木工事を行う期間と出羽郡内の「吏民少稀、狄徒未<sub>レ</sub>馴。」とされる不安定な状況を考えると、建国宣言は出されていても実際は国としての体制が整っていなかった状況がみえる。そしてその環境が整うまで、出羽郡は越後国を置賜・最上は陸奥国に依存していたのではないかと考えられる。そのため、716年の記事内容に繋がっていくとも想像出来る。これらについては想像でしかないため、今後史料を集め、検討したいと考える。

いずれにせよ、置賜・最上両郡の出羽国への移設はこうした内部事情を勘案して考察していく必要がある。

この716年の記事を前後して出羽国への移民記事がみられる。

史料 54 『続日本紀』 和銅七年十月丙辰条

勅、割<sub>レ</sub>尾張・上野・信濃・越後等国民二百戸<sub>一</sub>、配<sub>レ</sub>出羽<sub>一</sub>。

史料 55 『続日本紀』 養老三年七月丙申条

丙申、遷<sub>レ</sub>東海・東山・北陸三道民二百戸<sub>一</sub>、配<sub>レ</sub>出羽<sub>一</sub>焉。

史料 52 の養老元年の記事を踏まえると計八百戸が他国から出羽郡へ移民としてやって来たことになる。また霊亀二年の置賜・最上二郡からの移民を含むと計千戸になる。これは一里（五十戸）からすると二十里分の移民となる。現在の庄内地方にあったとされる郡は出羽郡・

田川郡・飽海郡である。これらの郡にあった里の数と名前を和名抄から抜き以下に記載する。

史料 56 『和名類聚抄』 郡郷部出羽国

飽海郡 大原・飽海・屋代・秋田・井手・遊佐・雄波・日理・餘戸

田川郡 田川・甘禰・新家・那津・大泉

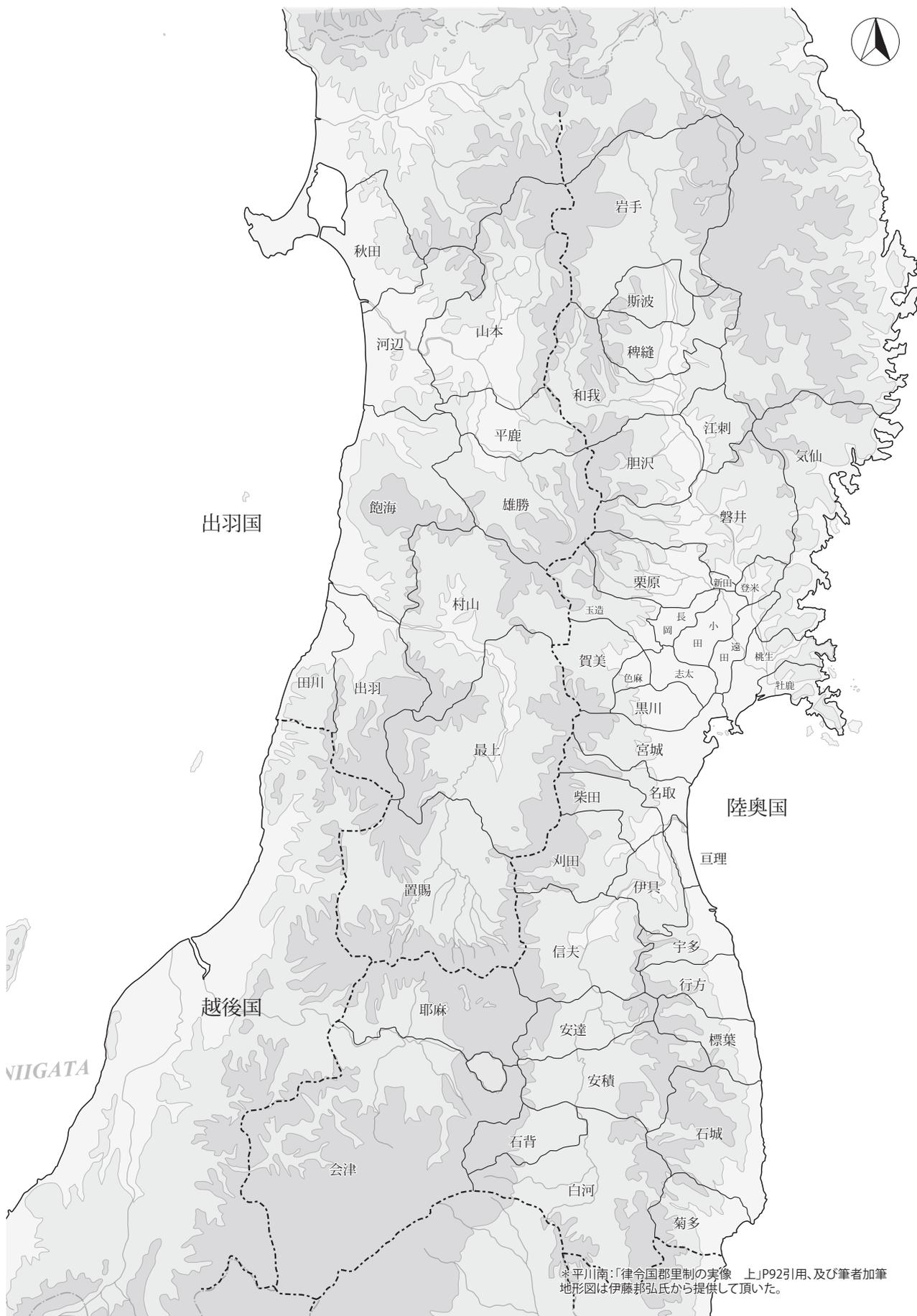
出羽郡 大窪・河邊・井上・太田・餘戸

飽海郡九郷・田川郡五郷・出羽郡五郷で計十九郷であり、飽海郡と出羽郡には餘戸郷が存在することから戸数的には両郡各二百五十戸以下になる。これはつまり出羽郡に和名抄に載る郡にみえる郷数分以上の戸が集められたということになる。和名抄の作成年代は931～938年の平安時代中頃であるから対象としている年代から約二百年の差がある。その二百年の中で、出羽国は北進を続け、後に秋田郡や雄勝・平鹿・山本・川邊・村山郡が成立していく。その過程では出羽国内の公民を建郡を前提としてか建郡してからかは不明瞭ながら各郡へ移配していったと考えられる。移民が集められた段階の出羽郡だけが移動してきた戸と元々、出羽郡に住んでいた戸を合わせると二十郷（里）を越えることになる。それは史料 1 にみえる、大郡の郷数規定を越えることとなる。これも可能性の一つであるがこれら移民が来たことにより、出羽郡が分郡され付近の郡が立郡されたのではとも考えられる。その場合、田川郡・飽海郡が両方もしくはどちらか一方がその対象となるだろう。いずれにせよ、初期の庄内地域は移民により構成された地域であったといえる。

史料 57 『律令』 軍防令 東辺条

凡縁<sub>レ</sub>東辺北辺西辺<sub>一</sub>諸郡人居。皆於<sub>レ</sub>城堡内<sub>一</sub>安置。其宮田之所。唯置<sub>レ</sub>庄舎<sub>一</sub>。至<sub>レ</sub>農事<sub>一</sub>。堪<sub>レ</sub>當作<sub>レ</sub>者。出就<sub>レ</sub>庄田<sub>一</sub>。収斂訖勒還。其城堡崩頽者。役<sub>レ</sub>当処居<sub>一</sub>。随<sub>レ</sub>閑修理。

史料 57 は東辺・北辺・西辺の諸郡に住む者に対する規定である。出羽国建国時の出羽国は北陸道管轄であったとして史上に出て来る北辺の郡は出羽郡にあたる。その出羽郡内にあったであろう城堡に類する施設は出羽郡



第5図 古代出羽・陸奥国の想定されている郡の位置と地形図

であった。そのため、各国からの移民はまず、出羽柵へ集められたといえる。この規定は「普段はその城堡に居住させ、田を作っていた場所に仮の住宅を置き、農作の時期が来たら、その仮の住宅へ赴き、寝泊りしながら作業を行いなさいというものである。」この規定が実際にどれだけ守られたかは何ともいえない所であるが、他の国から来た八百戸の人々は農作の時期以外出羽柵の柵内に居住していたことになり、だとすれば出羽柵は広範囲な土地を有していたことになる。その後、北に飽海郡が出来たとするならそこでも城堡内に民を居住させる必要があるからそういった建造物が必要になる。これらのことから想像すれば出羽国の庄内側と秋田側に関連してはまず、城柵を建て柵に民を送り、開墾しながら郡を立て、郡が安定したら次の立郡候補地へ、城柵を立てといったことの繰り返しで領域を広げていったといえる。これが郡に先立って柵が置かれる一つの理由ではなかろうか。

また、これらの移民記事に先立ち以下の記事がある。

史料 58 『続日本紀』 和銅七年二月辛丑条  
始令<sub>二</sub>出羽国養<sub>レ</sub>蚕。

出羽国で養蚕が行われ始めたことが見える記事である。この史料まで養蚕が行われていなかったのかは判然としませんが養蚕が行われるということは餌になる桑を栽培し、増やす必要がある。桑を増やすという行為は史料 15 によるところであり、それはつまり、戸に対する等級付が可能になって来ていたことを表すものではないだろうか。この和銅七（714）年の記事は実情として出羽国全体ではなく庄内地方を中心に示していると思われる。前述しているように置賜・最上は出羽国編入前段階として陸奥国に属していた。陸奥国でも南に位置する両郡は律令制の浸透も比較的早かったと考えられる。出羽国への編入前の段階として陸奥国に税としての調を既に納めていたと考えることが出来るからである。調は絹などの繊維製品などを指す。このことから先の条文は庄内地方側に関連するものと考えられ、その時の出羽国の体制と状態が把握されてつつある段階が垣間見える記事である。最後に最上郡の分郡について記載する。最上郡は仁和二（886）年に分郡され村山郡と最上郡二郡に分けられる。

史料 59 『日本三代実録』 仁和二年十一月丙戌  
勅分<sub>二</sub>出羽国最上郡<sub>一</sub>為<sub>二</sub>二郡<sub>一</sub>。

これが分郡記事である。延喜式や和名抄からこの時分けられた郡が村山郡であると理解できる。和名抄に載る各郡に属する里数と名称は以下の通りである。

史料 60 『和名類聚抄』 郡郷部出羽国

最上郡 郡下・山方・最上・芳賀・阿蘇・八木・山邊・福有  
村山郡 大山・長岡・村山・大倉・梁田・得有

最上郡八郷、村山郡六郷の計十四郷である。このことから最上郡の分郡は二十郷を越えたことによる分郡ではないと考えられる。図 5 にみえるように最上郡・村山郡を合わせるとかなり広域な範囲となる。最上郡が一郡で存在したときにはこの広範囲の郡域を納めていた。分郡の前はもちろんこの十四郷が最上郡の中に属していた。十四郷であれば郡の等級は史料 1 から上郡にあたり史料 34 から郡司の員数は大領・少領が各一人、主政・主帳が各二人の計六人となる。

管理する里数が少なければ郡の面積が広くても管理は可能であり、逆に里数が多くても面積が小さければ目が届いたであろう。しかし、戸数が多くさらに面積が広いとなるとこの員数では管理しきれなかったのではなかろうか。これについては他の国の郡などの様相を調べる必要があるが規定に則った論奏ではなく勅という指示形態での分郡は規定外の原因で行われた可能性を思わせる。そして、この最上郡の分郡を以て古代の出羽国における郡がすべて出揃うこととなる。

## 7 おわりに

今回は郡を構成する行政区画を中心に律令の規定を確認した。本来は律令のほかに格や式も参考にする必要がある。また、郡については律令内の規定も含め、郡司の職掌の細部を調べておらず、不十分であったと言わざるおえない。また内容も史料の羅列と説明に終始してしまったことは否めず反省すべき点である。出羽国については前項で記述したことを以て出羽国の建国やその後の流

れについて記載したがほとんどが可能性を示すに留まっていた。今後は史料の検討も含め、格や式、その他の史料も活用し、出羽国成立から中世に至るまでの流れを細かく検討していきたいと考える。また、考古学的見地からの郡域比定も行っていきたい。

最後となったが今回の律令を含めた法の解釈では先学に殆どを寄ったかたちとなった。これまでの研究の蓄積に感謝申し上げる。

#### 引用文献

- 平川南 1979 「秋田城出土の木簡」『考古学ジャーナルNo.160』  
ニューサイエンス社
- 黒板勝美・国史大系編集会 1980 「新訂増補国史大系 令集解  
第二」吉川弘文館
- 池邊 彌 1981 「和名類聚抄郡郷里駅名考蕭證」吉川弘文館
- 鬼頭清明 1990 「郷・村・集落」『国立歴史民俗博物館研究報  
告第22集』国立歴史民俗博物館
- 黒板勝美 1995 「新訂増補国史大系普及版 令義解 第十七刷」  
吉川弘文館
- 黒板勝美 1998 「新訂増補国史大系普及版 延喜式 中編 第  
十一刷」吉川弘文館
- 古代城柵官衙検討会 1999 「第25回古代城柵官衙検討会資料」  
第25回古代城柵官衙遺跡検討会事務局
- 東北芸術工科大学歴史遺産研究協議会 1999 「古代出羽文献・  
出土文字史料集稿」山形県古代文字資料を考える会
- 井上光貞・関兒・土田直鎮・青木和夫 2001 『日本思想体系新  
装版 律令 第2刷』岩波書店
- 坂本太郎・家永三郎・井上光貞・大野晋 「日本書紀二・四・五」  
岩波文庫
- 青木和夫・稲岡耕二・笹山晴生・白藤禮幸 2005 「新日本古典  
文学大系 続日本紀 一」岩波書店
- 山形県立うきたむ風土記の考古資料館 2008 『出羽国ができる  
ころ』山形県立うきたむ風土記の考古資料館
- (財)山形県埋蔵文化財センター 2010 「岩崎遺跡第1・2次  
発掘調査報告書」山形県埋蔵文化財センター発掘調査報告書第  
188集
- 古代城柵官衙検討会 2014 「第40回古代城柵官衙検討会資料」  
第40回古代城柵官衙遺跡検討会事務局
- 平川南 2014 『律令国郡里制の実像 上巻』吉川弘文館
- 平川南 2014 『律令国郡里制の実像 下巻』pp59 吉川弘文館